

## 8 特定建設作業に関する届出（騒音規制法第14条）

### （1）届出事由

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合

### （2）様式、提出部数

#### ア 届出様式

特定建設作業実施届出書（様式第9）

#### イ 提出部数

正本にその写しを1通添付（内容審査後、届出書の写しをお渡しします）

#### ウ 添付書類

a 特定建設作業の場所の付近の見取り図

b 特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工事工程を明示したもの

### （3）提出期限

特定建設作業の開始の日の7日前までに市長に届出する

### （4）提出窓口

環境部 環境政策課 環境保全係

（〒372-0824 伊勢崎市柴町954番地 清掃リサイクルセンター21）

T E L （0270）27-2733

F A X （0270）27-5388

### （5）その他注意事項

ア 「届出者」欄は、当該工事の発注者から直接請け負った元請負人とする。なお請負人が共同企業体である場合は当該共同企業体協定書等に定める代表者とする。

イ 「建設工事の名称」欄は、〇〇ビル工事などの工事名とする。この場合、工事発注者と請負契約書を取り交わしているときは、その契約書に記載されている工事名とする。

ウ 「建設工事の目的に係る施設または工作物の種類」欄は、目的とする施設、または工作物を把握するため、〇階鉄筋コンクリートビル〇〇㎡等具体的に記入する。

エ 「特定建設作業の種類」の欄は、政令に定める特定建設作業を記入する。

オ 特定建設作業に使用される機械の名称等は、コンプレッサー遠心型、〇〇製、△△kw1台等具体的に記入する。

カ 「建設作業の場所」欄は、作業の実施される場所を記入する。

キ 「特定建設作業の実施期間」及び「特定建設作業の開始及び終了の時刻」欄は、次のとおりとする。

（1）作業の開始及び終了時刻は、作業禁止時間帯に入り込まないこと。

（2）作業日は、日曜日その他の休日を記載するか、作業日数を記入すること。

（3）「実働時間」欄は、1日の作業時間及び作業期間中の延べ実働時間を併せて記入すること。

ク 「騒音の防止の方法」欄は、防止の措置を具体的に記入する。別紙として添付してもよい。

ケ ジャイアントブレーカー等を使用する場合、騒音規制法の特定建設作業の「さく岩機をしようする作業」、振動規制法の特定建設作業の「ブレーカーを使用する作業」の届出が必要です。

## 特定建設作業実施届出書

令和2年 4月 1日

伊勢崎市長 様

届出者 住所 伊勢崎市□□町○○番地  
氏名・名称 ○○建設株式会社  
代表者 代表取締役 ○○太郎

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	○○ビル解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート5階建 80㎡			
特定建設作業の種類	三 さく岩機を使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	ジャイアントブレーカー ○○製作所製 B40			
特定建設作業の場所	伊勢崎市○○町○○番地			
特定建設作業の実施の期間	自 令和2年 1月 11日 至 令和2年 1月 15日 5日間			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 9時	至 17時		8時間
騒音の防止の方法	低騒音型機械を使用する			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	伊勢崎市○○町△△番地 ○○商事 株式会社 代表取締役 ○○二郎 電話番号 ○○-○○○○			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	伊勢崎市□□町○○番地 ○○建設株式会社 ○○三郎 電話番号 ○○-○○○○			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	伊勢崎市△△町○○番地 △△解体株式会社 代表取締役 ○○四郎 電話番号 ○○-○○○○			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	伊勢崎市△△町○○番地 △△解体株式会社 ○○五郎 電話番号 ○○-○○○○			
※ 受理年月日				
※ 審査結果				

- 備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。  
2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表2に掲げる作業の種類を記載すること。  
3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。  
4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。  
5 ※印の欄には、記載しないこと。  
6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 騒音規制法施行令別表2

- 1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- 2 びょう打機を使用する作業。
- 3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。）
- 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業。（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- 6 バックハウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業。
- 7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業。
- 8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業。